

第1章 | 総合計画の目的

日本は現在、急速に少子高齢化が進み、さらには人口減少社会へと転じています。本市においても、これまで続いてきたような人口の大幅な増加は止まり、微増微減を繰り返しています。今後は本市でも、人口が減少に転じることが想定されますが、働く世代である生産年齢人口の減少はすでに始まっており、地域経済に与える影響が懸念されます。

市民生活においては、インターネットなど情報化ネットワーク社会の進展、経済面を中心としたグローバル化や人口構造の変化を背景にライフスタイルが多様化しています。また、国内での相次ぐ自然災害により、安全・安心への意識や環境問題への関心が高まっています。このように、地域経済や市民生活は、防災・減災、雇用、移住・定住、子育て環境など広範な分野において様々な課題に直面しております。

これからの人口減少社会は、これまで誰もが経験したことがなく、市民と行政が一丸となって対応していく必要があります。こうした中、本市では、平成25年に「恵庭市まちづくり基本条例」が制定され、「まちづくりは、市民、議会及び市が協働して行う」こと、「市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民の手で花のまちを創ったよう

に、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けること」の重要性を掲げ、これからの恵庭市のまちづくりに取り組む方針を掲げています。

このような人口減少となる社会情勢の中でも、市民一人ひとりが将来にわたり、快適さと豊かさを感じ、生きがいと地域への誇りを持って、恵庭に暮らし続けるために、価値観を見直し、新たな視点に立って、「本当に必要なもの」や「市民にできること」「行政にできること」を見極めながら、まちづくりを進めていく必要があります。

このため、総合計画は、市民、議会及び市が、協働と役割分担のもと、長期的な視点と展望を持ち、めざすべき共通の将来像をイメージして、その実現に向けてまちづくりを進めていくための計画として策定いたします。

また、計画を推進するにあたっては、効率的、効果的な行財政運営を十分に考え行います。

なお、国では、人口減少を克服し、地方創生に取り組むため、平成26年に国のビジョンを示し、地方に対し平成27年中の総合戦略の策定を要請しました。本市としても、国の様々な提言や指針を取り込みつつ人口減少に立ち向かい、恵庭の多様な資源を活用しながら、重点的・横断的な取り組みを進めていきます。



第2章 | 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

基本構想 [10か年 2016 (平成28年度) - 2025 (平成37年度)]

基本構想は、まちづくりの目標となる都市像と、その実現のための基本的な方向性を明らかにしたものです。恵庭市の地域経営計画となる内容で構成され、協働によってめざすまちづくりの目標を示す計画として、各分野の諸計画に対する最上位計画と位置づけます。

基本計画 [前期5か年+後期5か年]

基本計画は、基本構想を実現するため、進むべき方向性を明確にし、具体的な施策の基本方針を示したものです。基本構想を受けた、行政の取り組み方針を示し、特に「選択と集中」を明らかにした「行政経営の戦略計画」と位置づけます。

実施計画 [第1次3か年 第2次2か年 第3次3か年 第4次2か年]

実施計画は、基本計画で示された施策を、計画的かつ効率的に実施するための工程を明らかにしたものです。

